

〔文献紹介〕

新井 誠編『高齢社会における信託と遺産承継』

小賀野晶一

1 本書の構成

本書は、信託と遺産承継の各制度について論じたものである。とりわけ、高齢社会における財産の活用、管理、保全及び承継における諸課題をとりあげ、解決のための提言を行い、また、関連する項目について基礎的考察を加えている。本書の姉妹書に新井誠編『高齢社会とエステイト・プランニング』（日本評論社、2000年）があるが、両書は同一のモチーフのもとにまとめられている（本書はしがき参照）。

本研究は、(財)トラスト60における共同研究に依拠し、トラスト60研究叢書に連なるものである。また、新井誠『財産管理制度と民法・信託法』（有斐閣、1990年）の展開として捉えることもできる。

本書は、序章、第1部：信託（第1章～第3章）、第2部：遺産承継（第4章～第6章）、終章から成る。

序章 小林徹「超高齢社会の到来と相続・遺言」

第1章 松井秀樹「新しい信託の可能性について」

第2章 占部裕典「高齢化社会における信託税制・相続税制のあり方」

第3章 金子敬明「大陸法系における信託の可能性？——フランスにおける信託（fiducie）の動向」

第4章 渡辺忠嗣「遺産承継の多様化に対応する法形式——遺言による信託設定の有用性」

第5章 赤沼康弘「財産承継と残された者の生活保障」

第6章 藤原正則「ドイツにおける生前処分と死因処分の傾向」

終章 新井誠「高齢社会における個人信託制度の必要性」

2 本書の意義

(1) 総論と各論

わが国における人口の高齢化の状況は、その質と量の双方において世界に類を見ないといわれる。高齢社会をどのように捉えるかはそれ自体一つの課題であり、複数の考え方があり得る。本書では、高齢者の増加に伴う変化として、財産管理ニーズの変化、資産移転ニーズの高まり、認知症及び虚弱高齢者の増加など、財産及び高齢者をとりまく社会的環境の急変に注目している（新井誠『高齢社会の成年後見法（改訂版）』（有斐閣、2000年）のプロローグが参考になる）。各論文には超高齢社会、高齢化社会、高齢社会などの表現がみられるが、その内容がどのように捉えられているかが重要である。高齢社会は少子（化）社会でもある。要援助高齢者の増加とこれを支えるべき人口の減少に対し、どのように対応すべきかが課題となっている。

本書は、高齢社会の到来を背景にして、信託、相続、遺言、税などの制度のあり方を追求するとともに、信託と遺産承継について重要な問題提起をしている。検討の軸足を個人信託におき、生活保障の観点や成年後見制度にも言及する。とりわけ、生活のための財産・財産管理の視点を明らかにする。このような研究は伝統的な財産管理の概念に修正を求めるものである。また、外国法の新動向にも関心を示す。全体として日本法制と実務の今後のあり方について新たな知見を加えている。

各論文の内容の詳細は割愛させていただき、大枠を確認したい。まず序章では、相続と遺言との関係、遺言執行上の問題などについて実務的考察が加えられる。第1部は信託である。(1)死亡後の事務について、同意者という概念を立て、信託目的との関連を探り、信託が果たす役割について考察する（第1章）。(2)信託税制・相続税制については信託の多様化に信託税制が十分に対応できていないという問題意識のもと

文 献 紹 介

に、税制のあり方について詳細な検討を加える（第2章）。(3)外国法制は、1990年代前半のフランスにおける議論が紹介される（第3章）。第2部は遺産承継である。(1)遺産承継という観点から、まず遺言による信託設定の有用性と問題点を明らかにし、その活用を説く（第4章）。(2)本人亡き後の配偶者や子の生活保障という具体的課題を設定し、現行法下の①遺贈と任意後見の併用、②遺贈と法定後見との併用、③他の相続人への負担付遺贈と任意後見、④負担付死因贈与、⑤信託と任意後見の併用の各方法、の利用可能性について考察する（第5章）。(3)外国法制は、ドイツにおける最近の遺産承継の傾向とそこでの議論が紹介される（第6章）。終章では、本書のまとめとして、現代社会における信託制度や後見制度一般の現状と課題が整理され、個人信託制度（パーソナルトラスト）の必要性を説く。以上の各論文については本書を手にとれば直接その迫力を感じることができるであろう。

本書の執筆者らの専門分野は、民法、行政法、信託実務、法律実務（弁護士、司法書士）などに分かれ、多彩である。各分担者は、上記各テーマを自らの課題として消化し、本書編集方針のもとに相乗的効果を発揮させようとしている。各論文のアプローチの特徴は日本法に重点をおくものと、外国法に重点をおくものに分けることができる。比較法研究の視点はイギリス法、アメリカ法、ドイツ法、フランス法に及ぶ。各論文はそれぞれに有意義なものであり、独立の価値を有するが、本書の価値との関連で一言すれば、各論文がわが国の高齢社会の理論的、実務的課題にどれほど自覚的に踏み込んでいるかが評価の基準となるであろう。この点については論文により多少の落差がみられるように思われる（ただし、テーマ等により仕方のないところがある）。

総合（新井）

- 日本法に重点をおくもの（小林、松井、占部、渡辺、赤沼）
- 外国法に重点をおくもの（金子、藤原）

(2) 編集上の特徴

本書は新井誠教授の研究スタイルが存分に活かされたものであろう。新井教授は、共同研究の成果を自覚的に世に問いかけられてきたが、本書もその一つとして評価されるものである。

新井教授は知られているように、民法及び信託法の双方を研究の基盤とし、最近では高齢社会における財産及び生活上の諸課題を精力的に追求してこられた。その研究範囲は、民法、親子法、エステイト・プランニング、成年後見法、信託法などに及んでいる。そこでは民法および信託法の研究が学際的に進められている。このようにして形成された全体を新井法学と称することができるであろう（鎌野邦樹「文献紹介 新井誠著『成年後見法と信託法』」信託法研究31号129頁（2006年）、福井秀夫「後継ぎ遺贈型受益者連続信託の法と経済分析」判例タイムズ1247号92頁（2007年）参照）。本書はこうした新井法学の一つの局面を現している。

新井法学は、学界に根をおろしながら、その活動範囲が学界にとどまらず、実務に深く関係している。研究に必要なならば国内だけでなく、海外の研究者・実務家にも話しをする。その準備に自ら現地に飛び、各方面の調整を先頭に立って進められている。比較法研究の視点は、「外国法から示唆を受ける」「課題を共有し共に検討する」「外国法に示唆を与える」の3点を堅持する（研究テーマによりその重点は変わり得る）。研究課題は、実践的、プロジェクト志向型であり、同時に基礎的研究課題をも歓迎する。解釈論にとどまらず、制度論、政策論などにも及ぶ、というものである。このような特徴は本書にも現れている。

以上のような新井教授の研究スタイルは、国の内外の研究者、実務家の厚い信頼を獲得しており、比較法研究の新たな境地を拓いている。本学会との関連では、新しい時代における信託法学の発展に貢献するものであろう。

3 信託法改正と本書の課題

2007年4月に新信託法が施行された。新信託法の仕組みは旧法と比べて柔軟であり、実務の需要に応えようとしている（寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』（商事法務，2007年）などを参照）。また、信託法理論については、民法（契約法）あるいは商法との関連を重視し、信託を民法・商法と同じレベルで捉えようとしている。信託法における規制緩和を図り、信託の活用可能性を広げることを企図するものである（その趣旨については第165国会衆議院法務委員会における能見善久教授の参考人としての意見（会議録6号）や、道垣内弘人『信託法入門』（日本経済新聞社，2007年）などを参照）。

本書は、信託など財産管理制度の活用可能性を探っており、活用可能性の追求ということでは信託法改正の目的と本書の意図とは重なる。他方、本書終章の新井論文「まとめ——信託法改正に望むこと」では、信託法改正及び信託法の基本的考え方に関して、新井教授の構想と、立法作業を担う信託法部会の見解との考え方の違いが強調されている。新井説は、信託の独自性に注目し、そこから導かれる一定の法的枠組みを堅持しようとする（新井誠「改正信託法の成立と信託法学の役割」法律時報79巻3号1頁以下（2007年）、新井誠編『新信託法の基礎と運用』（日本評論社，2007年）巻頭論文。新井説の体系については新井誠『信託法（2版）』（有斐閣，2005年。2006年補訂）参照）。新信託法をめぐる議論は、信託法学が今日取り組むべき課題を鮮明にさせ、学問的論争として発展し得るものである。信託法改正を受け、わが国の解釈論、制度論が今後どのように展開するかは、本書及び本書の読者が享有すべき関心事となろう。この点を本書の次の課題として掲げさせていただきたい。

（千葉大学大学院専門法務研究科教授）

〔新井 誠編『高齢社会における信託と遺産承継』日本評論社，2006年，A5判，312頁，定価（本体6,500円＋税）〕